

○日程第 2 議案第 12号から日程第 7 議案第 28号 (報告・討論・表決)

○日程第 8 議案第 13号から日程第 19 議案第 30号 (報告・表決)

○日程第 20 議案第 26号 (報告・表決)

○出席議員 (15人)

1番	児玉朋也	2番	小田上尚典
3番	末広和基	4番	賀屋幸治
5番	北地範久	6番	西村一啓
7番	和田芳弘	8番	大井渉
9番	網谷芳孝	10番	藤井馨
11番	山崎年一	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	14番	田中実穂
15番	山本孝三		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎			
副市	長	太田勲男			
教	育	長	大石泰		
総務	部	長	吉岡和範		
市民生活	部	長	香川晶則		
健康福祉	部長兼福祉事務所	長	米中和成		
建設	部	長	坪浦伸泰		
上下水道	局	長	高津浩二		
消	防	長	橋村哲也		
総務課長併任選挙管理委員会	事務局	長	中村一誠		
企画	財政	課	長	三原尚美	
自治	振興	課	長	伊崎喜教	
地域	介護	課	長	佐伯和規	
監	理	課	長	豊原学	
上下水道	局	業務	課	長	北林繁喜
総務	学	事	課	長	真鍋和聰

○出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	中	曾	一	夫
議	事	係	長	加	藤	豪			

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において11番、山崎年一議員、13番、寺岡公章議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第7〔一括上程〕

議案第12号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について

議案第14号 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について

議案第23号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第25号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

議案第27号 工事請負契約の締結について

議案第28号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第12号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてから、日程第7、議案第28号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第4号）に至る6件を一括議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会議案審査報告書

平成31年2月27日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------|-------|
| 議案第12号 | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について | 原案可決 |
| 議案第14号 | 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第23号 | 大竹市火災予防条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について | 原案可決 |

| | | |
|--------|------------------------|------|
| 議案第27号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 議案第28号 | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第4号） | 原案可決 |

平成31年3月4日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、総務文教委員長報告をさせていただきます。

去る2月27日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案6件につきまして、4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第23号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、「条例改正の施行日が平成32年4月1日となっている。この間のスケジュールについて伺う」との質疑に対しまして、「公表制度を条例で定めることにより、建物に対する火災予防の趣旨を明確にするとともに、本制度の説明を行い、理解を求めため必要な期間を設けている。周知の方法としては、市ホームページや、市広報等の利用を考えている。また、消防が定期的実施している立入検査においても必要とされる消防用設備等の維持管理等においても周知を図りたい。市民の方々に建物の増築や使用目的の用途変更などにより、消防用設備の設置が追加されることも含め、本制度を周知し、まずは消防本部に直接相談していただくよう広めていきたい。本条例の可決後、大竹市火災予防条例規則を制定し、公表の対象を示し実際に公表していく」との答弁がございました。

次に、「大竹市内での防火対象物の建物及び消防用設備等とは何を指すのかを伺う」との質疑に対しまして、「防火対象物とは、例えば、不特定多数の方が利用する施設などであり、大竹市内では、例としてゆめタウンや、広島西医療センターなどが対象となる。消防用設備等とはさまざまな種類があり、消火器、自動火災報知機、避難はしご、スプリンクラー、及び屋内消火栓などが該当となる」との答弁がございました。

次に、「空き家及び空き店舗の防火対策はどのようになっているのか。空き家に関するデータは他部署が把握しているが、活用することはできないのか伺う」との質疑に対しまして、「火災予防週間等を利用して、高齢者の自宅へ調査を行う際に、情報提供を受けているが、空き家に関する情報共有はできていない。雑居ビル内のテナントが撤退し、空き店舗が存在する場合、建物が何らかの利用がされていれば、所有者は空き店舗部分に対しても、消防用設備等の管理を行い、設備の点検等を受けることになっている。空き店舗部分を利用しない場合は、例えば、閉鎖するなどの対応を、建物所有者等に説明している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可

決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてでございます。本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第12号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてでございますが、「消費税率の引き上げによって、企業会計を含め、大竹市の歳入はどれだけ増額となるのか伺う」との質疑に対しまして、「一般会計は、今回の条例で改正されるもののうち、土地などの使用料・占用料のほとんどのものが年間契約であり、影響は少ないことを考慮し、約30～50万円の増額を見込んでいる。特別会計では、大竹市農業集落排水特別会計が約3万円、大竹市漁業集落排水特別会計が約2万円の増額を見込んでいる。企業会計では、大竹市水道事業会計が約265万円、大竹市工業用水道事業会計が約389万円、大竹市公共下水道事業会計が約296万円の増額を見込み、合計で約1,000万円となる」との答弁がございました。

次に、「標準家庭において、消費税率引き上げ後の水道料金及び下水道料金の負担はどれだけ増額になるのか伺う」との質疑に対しまして、「標準家庭による影響額を数値で示すことは難しいが、2カ月の家事用の使用実績では、ゼロ～20立米の使用する世帯が全体の33.6%、21～40立米の使用世帯が全体の35%を占め、ゼロ～40立米までの使用実績で、全体の約70%を占めている。その中で、2カ月の使用水量が基本水量以内、20立米までの世帯では、水道料金、メーター使用料及び下水道使用料を含め、1期分で57円の増額となり、年間6期分で342円の増額、35立米の世帯では1期分で152円の増額となり、年間6期分で912円の増額となる」との答弁がございました。

次に、「料金表の看板を施設内に表示している施設があると思うが、料金改定により、看板を修正する場合の経費とスケジュールについて伺う」との質疑に対しまして、「パンフレット等を作成している施設等であれば、各施設の対応となるが、増税時期までには修正する必要がある。それまでは、チラシや張り紙によるお知らせの対応となる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入り、反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「消費税率引き上げにより、水道関係は家計に直接影響が出る。市民に負担を負わせる条例であるため反対」との討論がございました。

次に、賛成の立場では、「消費者庁より、平成30年12月27日付で、「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ）の改正について」の通達があった。今回の条例は、消費税率引き上げに関する条例ではなく、公共料金の消費税率引き上げに関する議案を審議する場であるので賛成」との討論がございました。

起立採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号工事請負契約の締結についてでございますが、「入札の条件に

ついて、大竹市内で参加資格のある業者はいなかったのか伺う」との質疑に対しまして、「今回の工事について、条件付一般競争入札に付することとして公告した。入札参加資格要件のうち業種等は、平成29年度、平成30年度に建築一式工事の総合評定値900点以上であるものとしており、市内業者も参加可能であった。しかし、10億円近い工事であり、平成20年度以降、同種、同規模の工事实績を条件に求めた。今回は、いながら工事で特別な工事となるため、実績面において参加できなかったのではないかと考えている」との答弁がございました。

次に、「今回の契約成立後、追加工事が必要になった場合、消費税率はどのようになるのか伺う」との質疑に対しまして、「平成31年3月31日までに契約されたもので、10月1日以降に工期末となるものは、消費税率は8%である。追加工事が必要である場合、平成31年4月1日以降に契約されたもので、10月1日以降に工期末となるものは、消費税率は10%である」との答弁がございました。

次に、「今回の工事の発注に対し、業界に対してどのような案内がされたのか伺う」との質疑に対しまして、「本工事の入札公告は、大竹市のホームページにも掲載しており、業界新聞である中建日報と建設通信新聞に入札情報が昨年12月それぞれ掲載された。中国新聞においても、昨年12月、本工事の内容について掲載されている。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、主な工事の発注見通しについて、公表するよう定められており、平成30年度第3四半期発注の予定工事で、本工事をホームページに掲載し、公表した」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、「今回、減額補正が多い。平成30年度当初予算に組まれた各事業について、事業がどのように行われていたのか伺う」との質疑に対しまして、「執行残の幾つかの部分は、入札残であるが、平成30年は災害により緊急に対応する必要があり、土木関係の事業において、一部執行できなかったことが大きいと考えられる」との答弁がございました。

次に、「歳出から大竹会館改修事業（設計業務委託料）4,500万円が減額となっており、繰越明許費に3,500万円の補正がされている。来年度に繰り越しとなったが、今後どのようなスケジュールなのか。また、今年度実施できなかった理由について伺う」との質疑に対しまして、「現在、基本設計は終了し、実施設計に入っているが、基本設計の段階で関係団体との調整に時間を要したため、今年度中に完了しない見込みとなり、業務を繰り越した。実施設計の終了は平成31年6月ごろになる見込みである。その後、7月に工事の入札、8月に仮契約、9月定例会に契約に関する議案を提出する予定である。議会の承認後、10月ごろから工事着手し、約1年半の工期を経て、平成33年3月に工事の完了を見込んで

いる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本件では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案6件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、山崎議員。

○11番（山崎年一） 私は、通告をしておりますので、通告に従って討論させていただきます。

議案第12号につきましては、3月4日の総務文教委員会で示されたように、事実上の公共料金の値上げとなりまして、市民に負担を強いることとなります。政府は、社会保障の安定財源は、消費税以外にはありません。広く薄く負担し、公平でわかりやすい税だと説明をしてきました。全く違います。消費税は、不公平きわまりなく、決定的な問題は低所得者や、高齢者、社会的弱者に多く、高額所得者が恩恵をこうむる格差を拡大させる税制だということであります。

1989年の消費税導入以来30年、一貫して格差が拡大してきました。消費税導入6年後の1995年には、約60万2,000世帯であった生活保護世帯受給者が2018年11月時点で、約209万7,000人、約163万9,000世帯と実に2.7倍も拡大をいたしました。国民には、生活悪化、貧困が広がり、格差が著しく拡大したことは明らかであります。

第2に、市場取引においては、売り手が強い売り手市場であれば、強い事業者は消費税を買い手に請求できます。しかし、弱い立場の中小零細事業者は、消費税を価格に上乗せしようとするれば、競争原理で負けてしまいます。今回の消費税の10%への増税について、政府が消費の落ち込みに十二分の対策をとると持ち出した仕組みが、一層の混乱を招く原因であります。軽減にもならない複数税率の導入や、キャッシュレス決済、ポイント還元、プレミアム付き商品券の発行など、複雑な方法が低所得者や、高齢者などの社会的弱者を助けるどころか、消費税そのものを複雑怪奇なものにしています。

本来、低所得者ほど負担が重い消費税率を、深刻な消費不況の中で実施することは、市民にとって大きな負担となります。今、一つの問題は、複数税率の導入とポイント還元であります。買い物をする場所や買う方法、買うものによって幾つもの税率になります。

消費者はもとより、小売店にもキャッシュレス決済に対応できる機器の導入や、手数料など出費が負担と混乱をもたらします。複数税率は消費税率を引き上げるに当たり、食料品や定期購読の新聞は8%の現状に据え置きますが、コンビニや駅の売店で買う場合には

10%になり、飲食物は持ち帰りの場合と店内で消費する場合で税率が違うなど、複雑であります。キャッシュレス決済によるポイント還元では、中小商店で購入する場合は、10%税率から最大5%の還元分を引いた5%。店内で食べなければ10%から2%を差し引いた8%になります。コンビニで持ち帰れば10%から2%差し引いた8%。しかし、キャッシュレス決済は、高齢者にはほとんど利用されていないのが現状であります。現在の日本のキャッシュレス決済比率は、約20%と言われておりますから、高齢者や低所得者にはほとんど利用されていないのが現状であります。プレミアム付き商品券の発行も現金で買う部分が商品券に変わるだけで、消費の落ち込みに対する対策になるか、甚だ疑問だとされております。

消費税の導入以来、政府は消費税税収を社会保障費に充てると言い続けてきましたが、目的税でない限り、一般財源の税収を特定の支出目的に充てるとの言い回しは、何の意味も持たないことは、消費税導入後の30年間で、私たちが経験をしたことであります。消費税増税の口実には崩壊しています。社会保障のためと言いながら、社会保障費の給付削減と負担増はめじろ押しであります。財政再建のためと言いながら、大型公共事業や軍事費の規模を拡大させ、財政再建のめどは示されていません。法人税と所得税を減税するために、消費税の増税が行われてきたことは、消費税導入後の30年間の税収を見れば明らかであります。30年間で372兆円の消費税を集めながら、その間法人税などの三税は、291兆円の減税となっております。結果として、大企業の内部留保は2016年度で403兆円を超えたという報道がなされております。

一方で、年収200万円未満の国民は、1,085万人で、全国民の21.5%であります。庶民から巻き上げた消費税を大企業に減税し、大企業を太らせる一方で、貧困家庭をつくり出す。このような政治は、直ちにやめるべきであります。全国世論調査でも増税はもちろん混乱を拡大する複数税率やポイント還元に対する反対の声が多数であります。共同通信は50.8%が反対、朝日新聞は50%が反対、このような世論調査が示されております。

深刻な消費不況が続く中で消費税の増税が市民の暮らしと日本経済に大きくのしかかります。十二分の対策だという提言にならない複数税率の導入や、キャッシュレス決済のポイント還元、プレミアム付き商品券の発行は、増税額よりもはるかに多く、予算を必要とし、混乱をもたらします。

以上の理由により、議案12号に反対の意見といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

3番、末広議員。

○3番（末広和基） 私は、このたびの議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

このたびの議案は、あくまでも、消費税率が10月に10%引き上げられた場合、予算主義でとり行われている地方自治体組織が想定される段階に向けて、年間の予算を設定するために、まだ詳細は決まってないとはいえ、安定した市政を1年間全うするために、この議案を提示されたんだと私は解釈しております。そういう中で、先ほど、委員長報告の中にもございましたが、消費税率引き上げに伴う公共料金等の改正について、本来であれば、平成25年に引き上げられる予定であったものが、延期されましたので、平成30年12月27日

に消費者庁より「消費税率引上げに伴う公共料金の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ）の改正について」が、通知されております。それに基づいての議案の提起といった、御準備だということを受けとめさせていただいて、賛成の立場で討論を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

15番、山本議員。

通告書は出ていませんが、許可しますが、今後、通告をお願いしたいと思います。

○15番（山本孝三） 今後そうします。

総務文教委員会での審議の過程で、私なりの意見を述べてきて、総務文教委員会でも反対の意見を表明しましたが、先ほどの委員長報告は、いとも簡単な議事しか述べられておらないので、この席で少し、私なりの思いなり、また、現在、国会では、経済の動向を踏まえた消費税の税率引き上げの是非について議論がなされております。だから、確定的に消費税が10月から引き上げになるというふうなことは、断言できない状況にあるということ踏まえて、意見を述べたいと思います。

消費税が導入されて、30年経過をしましたが、国と地方の借金は、4倍に膨れ上がっておるということが国会でも問題視をされました。日本の財政再建の道筋が見えないと、しかも、消費税の引き上げに伴う景気の動向は、決してよくなっておらない。こういう指摘がございます。具体的には、372兆円、消費税が導入されて、消費税による税収がありました。逆に法人3税、これは、291兆円減少をしていると、だから、大企業やお金持ちのために、消費税で穴埋めをしてきたというのが実態だと、このことも国会論議の中で議論をされておりますし、安倍総理もそのことを認めておられます。

問題なのは、軽減税率を導入するという話ですが、このことについても、国会の議論を聞いてみる限りでは、食料品などは、軽減税率にするんだ。だから、国民の年金暮らしの方々等については、そんなに影響はないというふうな政府の説明ではあります。しかし、ハンバーガーの店で持ち帰りをしたら8%ですが、お店でその場で食べた外食になるので、消費税が10%だと、飲料水にしても、リポビタミンDは、医薬部外品なので10%の消費税が取られる。オロナミンCは、清涼飲料なので8%だと。さらに、複数税率に伴い、インボイス制度によって、500万といわれる免税業者が取引から締め出される心配があり、日本商工会議所など、多くの業界団体も反対を表明しているという状況です。

問題なのは、中央公聴会が2月26日に衆議院の予算委員会に招致をされました。それぞれの方が意見を述べておられますが、そのことも踏まえて私は討論したいんですが、税金は負担能力に応じて払うのは原則だと、応能負担の中心に置くべき所得税や法人税が減少して、消費税が税目の一番の税収になっているのは問題だと、このように述べられております。これは、公述人の弁護士で、明石順平氏の意見です。

それから、家計消費支出は、連続で減少し実質賃金の下落は、戦後最悪の消費停滞を引き起こしている。2017年度と2018年度で算出した賃金の異常に伸びとなった結果は、算出方法の異なったものを比較したからで、端的に言って、うその数字になると、こういう指摘をされてきたのが法政大学教授の上西充子氏です。

さらに、不正な統計操作があったことは、2018年1月分から賃金水準が上ぶれし、毎月の勤労統計の手法の変更についても、官邸の不当な介入があった疑いが濃くなっている。現状では、消費税増税の判断はできない。経済統計について、事実解明を政府与党が阻んでいる。国会が本来の機能を果たさなければ、国の経済のかじ取りを誤る。こういうふうに述べられておるのが、立正大学の教授で、税理士でもあります浦野広明氏。このように衆議院の委員会で招致をされた専門家なり、公述人の方々が指摘をされておる。このことを踏まえても、安倍総理や自民党、公明党が多数を握っているからといって、統計まで隠蔽をしたり、不正を隠したりして、国民の生活実態を無視するようなやり方は、私は、国民の皆さんも到底納得できないと思うんです。そういったことを踏まえて、大いに参議院選挙では頑張って、自公のひどいやり方を許さない。有権者の意思を示したい。こういうことを含めて、反対の討論にいたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

14番、田中議員。

通告書をお願いしますね、次から。

○14番（田中実穂） 今、お二人の反対討論を聞いておりますと、今回のこの消費税、議案第12号の消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてとは少し違うんじゃないかと、消費税そのものの導入について反対というようなふうに、私は受けとったんですけども、決して、今回の議案第12号はそうではないというふうに思います。しかし、今、反対の討論されましたので、賛成の立場で少し触れてみたいと思います。

今回のこの国の消費税率のアップについては、世界一のスピードで少子高齢化が進む我が国の社会保障費が、これまでの8%税率では賄えないということで、消費税率を10月から10%にしようというものでありますし、これは、法律でことしの10月から上がるということはもう決められて、いわゆる決定事項であります。そして、そうはいいながらも、低所得者、あるいは高齢者の方々にとっての負担率が高いということで、我が公明党が軽減税率ということを、最初から申し上げてきたわけでありまして。

この軽減税率については、北欧や、あるいは韓国でも現在実施されておりますし、何の問題もなく行われておるところであります。そういったところへもきちっと勉強に行き、視察をし、そして、導入に踏み切ったというふうに私は思っております。

特に、子育て、今回の消費税率引き上げについては、当初は、福祉を全面的にということ、お年寄りをとということでしたけれども、やはり、全年齢段階にわたっての、そういう福祉の充実ということで、子育て、あるいはいろんな形でそういうふうに使っていくことになったわけでありまして。その中で、先ほどありましたプレミアム付き商品券とか、子育てのためのそういう施策ができたわけでありまして、何か聞いてますと、何か難しく、難しく、この消費税率の役割、軽減税率ということについても、捉えられているように思うんです。そのことがまたマスコミ等に取り上げられて、何か消費税率引き上げについては難しい、ややこしいとかいう形になってますけれども、低所得者とか高齢者にとって、一品目でも多く軽減税率に該当するものが多ければ、これは喜んでいただけると私は思うんです。それを、10%そのままがいいのかということ、私は決してそうではない、負担を軽減す

るための施策であって、私はこのことが始まって、徐々にそのことが浸透して、ああよかったなというふうに必ず、国民の皆さんには納得していただけたと思います。過激な反対の討論が今、ありましたけれども、私は、国民の側に立って、今回のこの軽減税率、大いに、これからも、皆さんに話をしていきたいなというふうに思っております。

そういう意味で、私は賛成の立場での討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

13番、寺岡議員。

寺岡議員におかれましても、通告書が出ておりません。今後お願いします。

○13番（寺岡公章） 発言の御許可いただきまして、ありがとうございます。

私も賛成なんですけれども、大竹市としてどうするかということがこの議場では話されるべきかというふうに思います。委員会のほうで質疑とそれに対する説明というのは、委員長のもとでしっかりされたかというふうに思います。

議案集から引用しますと、13ページの提案理由、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により、消費税及び地方消費税の税率を平成31年10月1日から10%に引き上げることに伴い、引き上げられること、この事実に対して、大竹市として、関係条例の一部を改正しようとするものである。これが、もう説明になってると思います。賛成です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 他に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、議案第12号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを除く5件を一括採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本5件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本5件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第19〔一括上程〕

議案第13号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

- 議案第15号 大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正について  
 議案第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
 議案第17号 大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定について  
 議案第18号 大竹市保育所設置条例の一部改正について  
 議案第19号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について  
 議案第20号 大竹市介護保険条例の一部改正について  
 議案第21号 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について  
 議案第22号 大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について  
 議案第24号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について  
 議案第29号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
 議案第30号 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（児玉朋也） 日程第8、議案第13号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてから、日程第19、議案第30号平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）に至る12件を一括議題といたします。

本12件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

生活環境委員会議案審査報告書

平成31年2月27日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                            | 審査の結果 |
|--------|-------------------------------|-------|
| 議案第13号 | 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について      | 原案可決  |
| 議案第15号 | 大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第16号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について      | 原案可決  |
| 議案第17号 | 大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定について      | 原案可決  |
| 議案第18号 | 大竹市保育所設置条例の一部改正について           | 原案可決  |

|        |                                           |      |
|--------|-------------------------------------------|------|
| 議案第19号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                      | 原案可決 |
| 議案第20号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                        | 原案可決 |
| 議案第21号 | 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について      | 原案可決 |
| 議案第22号 | 大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第24号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                     | 原案可決 |
| 議案第26号 | 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について                    | 原案可決 |
| 議案第29号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）              | 原案可決 |
| 議案第30号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）                | 原案可決 |

平成31年2月28日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、2月27日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案13件につきましては、2月28日に委員会を開催し、審査を行いましたので、このうち、議案第26号を除く、12件の審査経過の概要、並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第13号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹市地域福祉等推進協議会について、第2期地域福祉計画策定委員会との関係について伺う。また、委員の構成に市民とあるが、公募を検討しているのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市地域福祉等推進協議会は、次の第3期地域福祉計画を策定するという意味においては、第2期地域福祉計画策定委員会がベースと言えるが、平成29年度に社会福祉法の改正があり、計画策定が今まで任意であったものが、努力義務になったことや、高齢者、障害者、児童などの計画の上位計画として位置づけられることになったことなど、これまでと状況が変わっており、委員の構成も異なるものとしている。また、公募については、地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童など多くの分野が関係するため、分野が偏らないよう配慮すると多数の公募が必要になり、委員構成の均衡が保たれなくな

る。また、少人数の公募では、分野を限定することが難しい。そのため、市において、適当と思われる団体、または個人により委員を構成しようと考えている」との答弁がございました。

次に、「地域包括支援センター運営協議会について、現在の設置要綱の中では、所掌事項について、他機関とのネットワークの形成や、人員配置などがあるが、本改正案で記載がない理由を伺う。また、委員の構成から、介護保険被保険者及びサービス利用者が外れているが、その理由を伺う」との質疑に対しまして、「今回の条例改正で、附属機関に加えるに当たり、他の機関の規定の仕方に合わせた。また、他機関とのネットワークの形成、人員配置については、地域包括支援センターが本来行う業務である多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に該当し、改正条例案の設置及び運営に関する事項で言い当てている。記載がないため、今後やらないということではなく、地域包括支援センターの活動の幅が広がり、限定的な列挙が難しくなってきた面もある。委員の構成から被保険者や、サービス利用者が外れたことについては、介護保険法施行規則において、地域包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえて、適切・公正かつ中立な運営を確保することと、運営協議会の役割が規定されており、偏りのない業務がされているかなど、監視する役割があると考えている。そのため、関係機関や、関係団体、サービス事業者を厚く配置したいと考え、今回の委員の構成としている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、及び議案第21号大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正についての2件でございますが、本2件では、いずれも質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「条例改正の提案に当たって、コミュニティサロン側と協議をしたと思うが、その反応について伺う」との質疑に対しまして、「コミュニティサロンの3館会議において、利用時間の単位について、利用者より2時間から1時間に変更してほしい旨の要望があると伺った。今回の改正はそれを反映させようと提案するものである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定についてでございますが、本件では、「条例案第13条に職員の配置に関して規定があるが、職員は何名配置するのか。また、利用者数の予定について伺う」との質疑に対しまして、「職員体制につ

いては、現在の体制と同じく、非常勤の施設長1名、常勤の保育士2名と、その不在時の代替の保育士が2名程度。また、嘱託医として、内科医、歯科医を配置し、4月以降も運営していく予定である。平成30年度の利用者は10名で、平成31年度も8名の利用を予定している」との答弁がございました。

次に、「児童館から保育園になることで変更される点、及び阿多田地区の住民説明会での反応について伺う。また、認可外保育施設とした理由を伺う」との質疑に対しまして、「児童館は、児童の健全な遊び場の提供、指導等を行う施設で、小学校の児童も利用できるものであり、その中で、阿多田児童館の条例に規定はないが、改正前の児童福祉法第24条のただし書きに基づき、これまで保育を行ってきた。利用実態は、実際には、小学生の利用はなく、保育のみの利用となっていることから、大竹市公立保育所等再編基本方針により、利用実態に即した運営とするため、児童館を廃止し、保育施設に転換することを決定し、このたびの条例制定の提案となった。変更点は、制度上においても保育をする施設として位置づけられるというところである。平成30年9月20日に開催した説明会において、地元からも現在の運営方法と変わらないのであれば問題ないとの了承を得ている。認可外保育施設とした理由は、運営体制・施設条件等の現状が、国の基準における認可保育所と同程度のサービスを提供することが困難であるため」との答弁がございました。

次に、「本施設を保育園とするに当たり、施設の広さや設備等はそのままで運営できるのか。また、利用対象者を2歳からとした理由と今後の見通しについて伺う」との質疑に対しまして、「施設は、特に改修等せずに運営できる。利用対象者については、幼稚園・保育所に入る前のならしという形で、2歳の子供を預かってほしいという地元の要望があったことと、現在も2歳の子供を預かっているということもあり、4月1日現在で満2歳以上からと設定した。今後の見通しについては、利用者は現在10名で、平成31年度に8名、平成32年度は6名と見込んでいます。出産等による利用者の増加も期待している。また、平成34年度には、小方に新たな保育所ができる予定であり、港から徒歩圏内であるため、その利用を希望される方もいるかもしれない。今後の状況に応じて施設の方向性等を検討することも考えている」との答弁がございました。

次に、「児童館の利用料は無料で、お菓子代等は実費を徴収していると聞いている。4月からは保育園の利用料6,000円の上限の中に、お菓子代等も含まれ、保護者には、新たな出費はないと考えてよいか伺う」との質疑に対しまして、「現在でも、保育材料費、保育に要する費用として、お菓子代等も含めて6,000円程度納めてもらっている。保育園になっても、利用料はそれらを含めたものであり、新たな出費は発生しない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市保育所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、「木野保育所の今後の活用方針等について伺う」との質疑に対しまして、「木野保育所の施設の所管が4月から福祉課から市民税務課へ変更となる。4月からも引き続き、

本施設で支所業務は行われるが、今後の方針は決まっていない状態である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「災害援護資金の保証人の要件について伺う。また、保証人を立てない場合の貸付利率を3%以内と規定しており、現時点では1%での運用を考えているとのことだが、その根拠を伺う」との質疑に対しまして、「保証人の要件については、借受金と連帯して責任を負えること、弁済能力を有すること、借受金と同一世帯のものでないこと、災害援護資金の借受金ではないこと、原則として市内在住であることの5点である。貸付利率を1%とした主な理由は、他の自治体と情報交換した中で、1%とするところが多かったことである。また、他の福祉制度における貸付金として、母子父子寡婦福祉資金貸付金という都道府県、政令市等が実施主体の貸付金の利率を参考にした。この制度では、保証人を立てる場合は無利子で、立てない場合は1%としており、この考え方に合わせた」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「保健福祉事業の今後の事業展開の可能性について伺う」との質疑に対しまして、「保健福祉事業は、被保険者を現に介護する者の支援のための事業や、要介護状態になることを予防するための事業を行うものであり、有効な事業ではあるが、全額保険料で賄うため、多く事業をすると、保険料にはね返るという点がある。また、平成32年度までは、国から400万円程度の交付金があるため、それを財源に、同事業を行おうと考えているが、その後の交付金の継続は未定であり、なくなれば保険料に影響が出るため、バランスを考えて、今後の対応を検討したい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「本件の債務負担行為の内容を伺う」の質疑に対しまして、「初めて計上するものであり、市内に2カ所ある地域包括支援センターへの業務委託に係るものである。事業自体はこれまで行ってきたものであるが、4月1日午前0時より、業務が開



始されるため、それより前に委託契約を結んで業務を開始できる状況にするため、補正により債務負担行為を計上するものである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案12件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件を一括採決いたします。

本12件に関する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本12件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本12件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第26号 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第20、議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、14番、田中議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

生活環境副委員長、北地範久議員。5番。

〔生活環境副委員長 北地範久 登壇〕

○生活環境副委員長（北地範久） それでは、2月27日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案13件のうち、議案第26号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定について、2月28日の委員会において、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、田中委員長の退席後に審査を行いましたので、その概要並びに結果について、副委員長より御報告申し上げます。

本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案第26号の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの副委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第26号を採決いたします。
本件に関する副委員長の報告は原案可決であります。本件は副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって本件は、原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
議事の都合により3月8日から3月21日までの14日間、休会いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、3月8日から3月21日までの14日間、休会することに決定いたしました。
お諮りいたします。
本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
この際、御通知いたします。
本日、本会議終了後、第1委員会室において正副委員長互選などのため、11時5分より予算特別委員会を開催いたします。
ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。
関係者はお含みの上、御参集ください。
3月22日は午前10時に開会いたします。
ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。
お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

10時58分 散会

(31. 3. 7)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月7日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 寺 岡 公 章